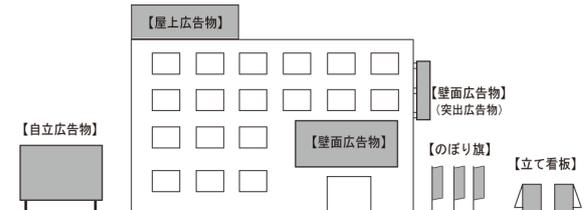


良好な景観の形成(屋外広告物関連事業)

■背景・目的・事業内容

◎背景・目的

- ・本市の屋外広告物行政は大阪府からの事務移譲に伴い、平成8年4月に堺市屋外広告物条例を施行し、許可制度等を実施
- ・これにより、安全でかつ景観に配慮した秩序ある屋外広告物の掲出を促進し、良好な景観を実現
- ・また、「景観に対する社会的関心の高まり」や「社会環境の変化」、さらには「百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組み」を踏まえ、平成27年度には現在の社会環境や地域特性に応じた“わかりやすい基準”への見直しを実施



◎事業内容

- ・屋外広告物の許可に係る事務
- ・屋外広告物の登録ならびに特例届出等に係る事務
- ・屋外広告物の適切な掲出に係る周知・指導・啓発
- ・堺市路上違反簡易広告物除却活動員制度の実施
⇒市民ボランティアの協力により、はり紙、はり札等の路上違反簡易広告物を除却
- ・百舌鳥古墳群周辺地域における屋外広告物の適正化
⇒周知・啓発・指導
⇒補助制度による適正化の促進



■平成28年度新規：

百舌鳥古墳群周辺地域における屋外広告物の適正化に向けた『補助制度』の創設

◎目的・制度要旨

- ・世界文化遺産のあるまちとしてふさわしい良好な景観を形成するために、堺市屋外広告物条例を平成27年6月に改正。同年8月に百舌鳥古墳群周辺地域を広告景観特別地区に指定し、平成28年1月から屋外広告物の新たな制限を実施。
- ・百舌鳥古墳群周辺地域における既存不適格広告物(適法に掲出している屋外広告物のうち、新たな基準に適合しなくなる広告物)について、その改修(撤去を伴う新設を含む)又は撤去に係る費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、早期の適正化をめざす。